意見陳述書

令和８（２０２６）年１０月１３日
控訴人　梶谷風音

わたしの体は母体じゃない訴訟を提訴してから、２年以上の月日が流れ、私の生活も大きく変わっていきました。

夫とは、手術を受けてから１年半後に、手術とは別の理由で別居しました。夫と仲が良かった頃に戻れればいいのにと後ろ向きな気持ちになってしまうこともありますが、そのとき私が頭の中で反芻しているのは、必ず、手術を受けた後の、まだ夫と仲が良かった期間でした。「ああ、私は夫と仲が良い頃に戻れたとしても、手術を受ける前の"妊孕性のある体"だった頃の自分には戻りたくないのだ」と自分の思いの強さに気が付かされました。

私には短い間ですが、とても好きな人がいました。心の綺麗なその人の目にどんな世界が映っていて、これからどんな人生を歩むのか見届けたいと思う人に「子どもが持てる人がいい」と言われ、恋が終わってしまったこともあります。

けれど、不妊手術を受けたことを後悔したり、「妊娠できる体」でいれば良かったと思ったことは１秒もありません。

私は、不妊手術を受けること自体が「罪」とされ、誰からも支援や応援を受けられることがないこの国で、誰にも祝われることがない自己決定を強い意志を持って選択しました。

地裁では、私たちの訴えは退けられてしまったものの、私たちが問題にした母体保護法の要件は「同法の目的に照らして合理性に乏しい」、制度の在り方について「適切な検討が行われることが望まれる」と述べ、憲法１３条は女性に避妊の自由を保障すると司法が明言してくれたことで、今後日本で生きるすべての女性にとって意味と希望のある判決を引き出せたと思っています。

残念ながら、女性の体の自己決定権を奪う法律や運用は存在し続けているので、また人権を奪われ、傷つけられる女性が出てくるでしょう。その時に、この判決が、その女性が自己決定を取り戻す支えになってくれることを願っています。

また、母体保護法の非合理性や避妊の自由を司法が認めてくれたことは画期的である一方、他の多くの国では成人した女性が当たり前に選べる「不妊手術」を

するという自由自体が否定されてしまったことに、この国の限界を感じざるを得ませんでした。

この国は、女性の体が女性のものになることが許せないのです。

私は未来の女性たちのために、その限界を越えていきたいと思っています。

また、私たちは、使う使わないにかかわらず子どもを産むポテンシャルや能力を持ち続けること自体が苦痛なのであって、それを安全に取り除く方法があるのだからその手段を取らせてほしいと言っているにもかかわらず、

「他に避妊手段があるのだから」という判断をされてしまったことがとても残念です。

私たちが求めているのは単なる避妊ではなく、妊孕性がある体で生きること自体が精神的に大きな苦痛であること、それを安全に取り除く方法があるのだから行使させてほしいだけなのだと再三言ってきたはずなのに、この点に関して、私たちの話は何も聞いていなかったのかな、理解してもらえなかったのかな、という気持ちになりました。

私たちは、一時的に妊娠から逃れられる安全な避妊法を求めて裁判を起こした訳ではなく、自分の体のことを自分で決める権利を奪われない社会を求めて裁判を起こしたという原点に戻って考えていただきたいです。

また、私たちは「母体」に戻れることや「母体からの一時休憩」ではなく、「母体」から完全に降りることを望んでいます。

「後悔するから止めてあげている」「妊孕性は保っていた方が良いに決まっている」という私たちに向けられる勝手な決めつけは一体誰の物差しなのでしょうか？

私は不妊手術を受ける以外に選択肢はありませんでした。

仮に、この国でそれを阻まれ続け、不必要に苦痛が引き伸ばされたとしても、いつかどこかのタイミングで、ここではない「女性が１人の人間として扱われる」他の国で不妊手術を受けていたでしょう。

この国は、女性には、事実上、男性と結婚して何人も子どもを産まない限り不妊手術を受けさせない一方で、女性同士のカップルが子どもを持つために不妊治療を受けることも、ほとんど認められていません。

この国は、女性が男性と結婚して子どもを産み育てる以外の道を選ぶことを、選択肢を狭めることでより困難にし、罰しています。

不妊手術を受けるという選択肢を奪えば、そのうち私たちが「改心」をして男の人と子どもを産み育てるようになる、思い通りになると認識しているのであれば、それは間違いです。

私たちはこの心でうまれてきて、私たちの不妊手術を受けたい気持ちは「間違い」でも「変えるべきもの」でもないからです。このままの心で、このままの自分で、安心して選択をして生きていきたいのです。

男性の許可を得たり、海を渡らないと認められない自己決定は、自己決定ですらありません。

私は、また女性として生まれ変わっても、不妊手術を受けることを選びたいと思っています。その時は「母体」として扱われない社会に生まれ、生きていたいと願わずにはいられません。

「ほかの国に生まれていれば、別の人生や選択肢があったのに」「ほかの国に生まれていれば、こんな思いをしなくてよかったのに」という思いを、この国の誰も味わわなくてよい社会にしていくことが私の望みであり、目標です。

私はこの国では自己決定権を行使できませんでしたが、これからこの国で生きていく女の子が、安心して自分の人生を選べるように、

政府が決めた「幸せの形」以外を望んでも、選択肢を奪われたり、狭められることがないように

どんな心でうまれてきても「大丈夫」と思える・言ってあげられるような場所になるように

女性が自分の体に何ができるのか、どう生きるべきなのかを国や男性に決められる時代は私の時代で終わりにしたいのです。

医学的に根拠のない制限を課して、嫌だと言っている女性にこれ以上「母体」として生きることを強要しないでください。女性が自分の体に何ができるかが、子どもをたくさん産んでいるか、配偶者が許可しているかで左右される社会を終わらせてください。

女性はひとりの自己決定権のある人間で、女性には自分の身体や人生を自分で決める権利があることを国や社会に示してください。

以上